

2) 高齢者インフルエンザ定期予防接種

・接種対象者：

- (1) 神戸市に住民登録のある満 65 歳以上の方
- (2) 神戸市に住民登録のある満 60 歳から 64 歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者、及び HIV により免疫の機能に日常生活が殆ど不可能な程度の障害を有する者。(上記の障害で身体障害者手帳 1 級を有する者及び同程度以上の者)

・接種時期： 平成 29 年 10 月 15 日 ～ 平成 30 年 1 月 31 日

出来るだけ 12 月中旬までに接種するのが望ましい

・接種回数： 1 回 (医師が必要と認めた場合 2 回接種は可能ですが、2 回目以降は任意接種となり全額自己負担となります)

・接種量： 0.5ml

・接種費用 (自己負担額)： 1,500 円

◎ 無料接種対象者：上記 (1)、(2) の方で以下の対象の方は無料になります。

- ① 生活保護世帯に属する者
- ② 市民税非課税世帯に属する者
- ③ 中国残留邦人等支援給付制度受給者
- ④ 神戸市の公害被認定者 (①②③以外の者)

上記無料接種のためには医療機関において無料対象者と確認できる以下のいずれかの書類の提示が必要です。

- ① 高齢者インフルエンザ無料対象確認証
- ② 生活保護適用証明書または生活保護法医療券
- ③ H29 年度介護保険料のお知らせ (納入通知書) (1～3 段階のものに限る)
- ④ 介護保険負担限度額認定証 (接種日現在有効なものに限る)
- ⑤ 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- ⑥ 中国残留邦人等支援給付対象者は本人確認証 または 支援給付適用証明書
- ⑦ 神戸市発行の公害医療手帳

高齢者インフルエンザ無料対象者確認証は、区役所・支所あんしんすこやか係 (西神中央出張所保健福祉サービス窓口を含む) で交付されます。平成 29 年 10 月 10 日から原則として住民登録のある区で発行します。本人確認のため健康保険被保険者証、運転免許証等本人確認が出来る書類が必要です。(代理人受取りの場合は代理人の本人確認書類も必要)

満 60 歳～64 歳で対象の方は身体障害者手帳（または診断書、医師の意見書）など障害の程度確認が出来る書類も必要です。

インフルエンザは毎年のように流行し重症化する場合もあるので、注意が必要な病気です。早期診断のキットもあり、治療としての抗インフルエンザ薬の種類も増えて、以前に比べ早期治療は可能になっていますが、決して安心してよい病気ではありません。予防としてのワクチン接種は、個人の予防とともに社会全体の予防という意味もあります。勿論、ワクチン以外にも日常生活で予防のためやるべきことは沢山あります。人混みを避ける、栄養と休養を十分にとる、室温と湿度を適度に保つ、マスクで飛沫を防ぐと共にのどの保温や保湿をする、うがいや手洗いをする、咳やくしゃみは他の人にかからないようにする（咳エチケット）などは、インフルエンザばかりでなく他の感染症予防にもとても有用です。また、規則正しい生活をする、きちんと食事をとる、睡眠を十分にとるといった日常生活の管理はこれからの季節、とても大切なことと思います。